

## 7月定例総会議事録

- 1 日 時 令和2年7月31日(金) 午後3時45分～
- 2 場 所 塩尻総合文化センター 1階 講堂
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 増田利司 小澤昇 川窪澄人 米窪初雄 竹原均 小澤治人 西村規男  
塩原正 三村明一 小澤邦夫 手塚敏夫 米久保茂 河野秀夫 小原祐司  
塚原一郎 小澤博子 伊藤正彦 大塚清司 伊藤正光 塩原令子  
酒井芳文 赤堀次男 北沢健司 永井猛敬 小林恵 平林金一郎  
山崎憲一 上條幸栄 橋戸勝 神戸稔 神戸博
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 溝口事務局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容

- (1) 開 会 伊藤 会長代理
- (2) あいさつ 塩原会長
- (3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号10番の増田利司委員と11番の赤堀次男委員でお願いします。

### ① 議案第2号 塩尻市農業振興地域整備計画の変更申請について

<u>塩尻地区</u>	全1件 承認	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤治人委員 塩尻町〇〇〇番地3にお住まいの〇〇〇さんが所有する塩尻町〇〇〇番1の田、1,866㎡の内36㎡を農業用倉庫として農振の軽微変更をするものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、農業用倉庫であるため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

### ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	全1件 承認	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 宗賀〇〇〇番地4にある有現会社〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番1の畑、面積706㎡を、宗賀〇〇〇番地4にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大ということで、所有権移転の申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区	北小野地区	

- ・塩原議長 1番を洗馬でお願いします。
- ・塩原委員 この案件は追認申請です。長野市大字稲葉〇〇〇番地3にお住いの〇〇〇さん、神奈川県横浜市緑区北八朔町〇〇〇番地13にお住いの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番4の畑、面積224㎡を、住宅用地として農地転用するものです。この該当地は、平成元年に父〇〇〇さんが建物を増築し一部農地へはみ出して建築してしまい、駐車場及び庭として、農地法の正規な手続きをしないまま転用してしまったものです。現在も住宅として利用しており農地への復旧は困難と思われれます。この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	全3件 承認	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・増田委員 塩尻市大字柿沢〇〇〇番地1にお住いの〇〇〇さんが所有する柿沢〇〇〇番3の畑、登記場面積439㎡、実測面積2,652㎡を、富山県富山市水橋辻ケ堂〇〇〇番地の19にある有現会社〇〇〇さんに賃借権を設定し、太陽光発電用地として農地転用するものです。この土地は、現在耕作されておらず、市街化調整区域です。農

地区区分は、第2種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見を申し上げます。

- ・塩原議長 事務局より補足説明があります。
- ・川上係長 登記簿面積で439㎡ということですが。実際には、2,652㎡を転用することになります。
- ・塩原議長 賃借権設定の期間は何年ですか？
- ・川上係長 21年間です。
- ・塩原議長 この件につきまして、委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻野地区でお願いします。
- ・増田委員 塩尻市大門6番町〇〇〇番8号にお住いの〇〇〇さんが所有する旧塩尻〇〇〇番1の畑、面積5,438㎡を、長野市大橋南〇〇〇にある株式会社〇〇〇さんに所有権を移転し、太陽光発電用地として農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区区分は、第2種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見を申し上げます。
- ・三村委員 2番と3番で隣り合う土地となるんですが、太陽光発電用地で2件出てきているんですが、同じ会社ですか？違う業者が入るということは、何か規制があるんですか？
- ・溝口局長 多分発電出力のワット数の条件がありまして、50kwを超ええると規制がかかってくるので、49.5kwに抑えて申請するということをやっているようです。
- ・三村委員 追跡調査をお願いしたい。
- ・伊藤代理 先ほどの研修でもあったんですが物を耕作するということで許可が下りるといふのがあったが3反歩の話があるが、原野だから5反歩でも許可していけるということですかね？面積がどのくらいなら許可になるのですか？
- ・溝口局長 代理の言われているのが営農型の太陽光発電で、そちらの方は、一時転用の場合となります。上で太陽光発電をやりまして、下で作物を育てるというものです。特に面積の要件は、県知事になるのか、大臣になるのかとなるだけです。面積の大きさによって許可・不許可はありません。その場合は、止めた時には撤去となります。
- ・伊藤代理 第1種農地でなければいいということですね。
- ・溝口局長 第2種農地・第3種農地なら許可になります。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を塩尻地区でお願いします。
- ・増田委員 塩尻市大門6番町〇〇〇番8号にお住いの〇〇〇さんが所有する旧塩尻〇〇〇番1の畑、面積2,518㎡を、長野市南長野南石堂〇〇〇番地6にある株式会社〇〇〇さんに所有権を移転し、太陽光発電用地として農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 塩尻市大字洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番3の畑、面積343㎡を、広丘高出〇〇〇番地7にお住いの〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ・塩原議長 本件は承認されました。5番を宗賀地区でお願いします。
- ・小林委員 宗賀〇〇〇番地4にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑、面積345㎡を、宗賀〇〇〇番地の1にある宗教法人〇〇〇さんに所有権移転をし、墓地用地として農地転用するものです。この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、〇〇〇より300m以内にある第3種農地であり、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。6番を片丘地区でお願いします。
- ・小原委員 片丘〇〇〇番地1号にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番4の畑、面積1,586㎡を、岐阜県高山市西之一色町2丁目〇〇〇番地にある〇〇〇株式会社さんに所有権移転をし、太陽光発電用地として農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総

会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	全2件 承認	<u>洗馬地区</u> 全4件 承認
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u> 全2件 承認

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 8件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑥ 議案第6号 農地法第4条の規定による届け出について

<u>塩尻地区</u>	全1件 承認	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	全1件 承認	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 4条届出 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について

<u>塩尻地区</u>	全1件 承認	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 4条届出(農業用施設) 1件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第5条の規定による届け出について

<u>塩尻地区</u>	全1件 承認	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	全2件 承認	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 3件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>	全1件 承認
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	全1件 承認	<u>洗馬地区</u>	全1件 承認
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。

- ・三村委員 県農業開発公社が所有します、広丘野村〇〇〇番1の田、面積214㎡外1筆合計面積417㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘野村〇〇〇番地1にお住いの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を片丘地区でお願いします。
- ・河野委員 愛知県瀬戸市緑町2丁目〇〇〇番地の2にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番3の畑、面積223㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・赤堀委員 名古屋千種区星ヶ丘1丁目〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番1の田、面積2,043㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

塩尻地区		片丘地区	全3件	承認
広丘・高出・吉田地区	全3件	洗馬地区	全6件	承認
宗賀・檜川地区	全2件	北小野地区	全3件	承認

- ・塩原会長 次の議案に委員に対象者がおりますので、小原委員は退室ください。  
(小原委員 退室)
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・米久保委員 片丘地区新規面積 6,058㎡筆数 3、再設定面積 6,727㎡ 3筆。合計面積 12,785㎡ 6筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・三村委員 広丘地区新規面積 2,392㎡筆数 6、再設定面積 2,591㎡ 1筆。合計面積筆数 4,983㎡の7筆すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。

- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
  - ・伊藤委員 洗馬地区新規面積 14,643 m<sup>2</sup>筆数 5、再設定面積 5,503 m<sup>2</sup>筆数 2 です、合計面積筆数 20,146 m<sup>2</sup>筆数 7 です、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
  - ・永井委員 宗賀地区新規面積 4,623 m<sup>2</sup>・筆数 6、再設定面積 0 m<sup>2</sup>筆数 0、合計面積筆数 4,623 m<sup>2</sup> 6 筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
  - ・神戸博委員 北小野地区新規面積 10,968 m<sup>2</sup>筆数 6、再設定面積 0 m<sup>2</sup>筆数は 0 です、合計面積筆数 10,968 m<sup>2</sup> 6 筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
  - ・橋戸委員 檜川地区新規面積 4,500 m<sup>2</sup>筆数 1、再設定面積 0 m<sup>2</sup>筆数は 0 です、合計面積筆数 4,500 m<sup>2</sup> 1 筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
  - ・塩原議長 新規面積総合計 43,184 m<sup>2</sup>筆数 27、再設定面積 14,821 m<sup>2</sup>筆数 6。総合計 58,005 m<sup>2</sup>筆数 33 すべて可といたします。
- (小原委員 入室)

⑪・塩尻市農業経営改善計画認定（認定農業者）について（農政課 倉科主事）

塩尻地区	片丘地区	全 1 件 承認
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区	全 5 件 承認
宗賀・檜川地区	北小野地区	

- ・塩原議長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
  - ・倉科主事 (資料に従い説明)
  - ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
  - ・塩原議長 6名みんな再認定ということですか？
  - ・倉科主事 再認定の方ですが、〇〇〇様、〇〇〇様、〇〇〇様の3名が再認定となります。その外の方につきましては、新規認定となっております。
  - ・塩原議長 3番の〇〇〇さんワイナリーをつくりたいということですが、申し込みとかどうなっていますか？
  - ・倉科主事 農地の方は、塩尻市に確保しております、山麓線沿いに中心に広げているところです。醸造用施設につきましては、松本市で立ち上げるということをお願いしております。ですので、用地は塩尻市、施設は、松本市ということで検討しております。
  - ・塩原議長 委員のみなさまご外に意見・ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか？
  - ・委員 (「異議なし」の声)
  - ・塩原議長 それでは、ないようですので挙手にて承認をとります。まず、認定農業者について賛成の方は挙手をお願いします。
  - ・農業委員 (全員挙手)
  - ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。それでは、土地区画整理事業に伴う農地の取り扱いについて、都市計画課で説明をお願いいたします。
  - ・柏原係長 (資料に従い説明)
- す。

- ・塩原議長 　ただ今、都市計画課から塩尻市野村桔梗ヶ原土地区画整理事業について説明がございました、委員のみなさま方から内容について、意見・ご質問等ありますでしょうか。
- ・河野委員 　具体的に場所を教えてください。九里巾の交差点の東側あたりですか？
- ・矢田谷 　その通りです。
- ・伊藤代理 　貯水地は作ってあるんですけども、農業用の灌水とかに使えるんでしょうか？
- ・三村委員 　市街化に編入されれば、農業用の灌漑用水は必要なくなるので検討はいらなと思います。あそこは、土質が火山灰土で、水もちがいいので必要はないと思います。
- ・小澤治人委員 　農振農用地に指定されていませんと書いてありますが、農振農用地というものはどういうものですか？
- ・溝口局長 　農振農用地というと、いわゆる青地です。農業振興地域というのは、市街化区域とか山林を除くところになりますが、そのうちの、白地・と青地がありますが、農地以外にはつかえない農地です。第1種農地よりもまだ上の農地となり、農地転用ができない農地です。青地というのは、農地以外にはつかえない農地です。
- ・塩原議長 　調整池ですけども、50年に一度の雨の設定ですが、今、1000年に一度という雨が降っているが、その辺の所の対応はどうでしょうか？
- ・矢田谷 　雨水側溝とかは、概ね3年に一回から10年に一回でみていまして、調整池に入ってくるまえにあふれてしまうことになります。調整池事態は、あふれることにはならないと思います。
- ・塩原議長 　それでは、ないようでしたら、農業委員会としてみなさん確認したということではよろしいでしょうか？
- ・委員 　（「異議なし」の声）
- ・塩原議長 　それでは、そういうことでお願いします。ありがとうございました。以上で本日の議案審査につきましては全て終了しました。

#### (4) その他事項

##### ①（松本農業農村支援センター 北澤氏による概況説明）

- ・塩原議長 　意見質問ありますでしょうか。

##### ②その他

農政懇談会提案書について

(5) 閉 会 伊藤 会長代理

午後5時16分終了